

ふじよしだ 議会だより

第136号

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

富士北麓広域市町村圏
正副議長会議議員合同研修会

「地方創生と地方議会の役割」について
講師 人羅 格氏

富士北麓広域市町村圏
正副議長会議議員合同研修会

12月定例会

富士吉田市一般会計補正予算等を可決

平成28年12月定例会は、12月2日開会され、19日間の会期を終えて12月20日に閉会しました。

平成28年12月定例会は、12月2日開会され、19日間の会期を終えて12月20日に閉会しました。

この定例会では、訴えの提起についての専決処分報告4件、債権の放棄の報告1件、平成28年度一般会計補正予算（第3号）など補正予算4件、平成28年12月1日から平成29年1月31日までの間における富士吉田市長の給料の減額に関する条例の制定1件、富士吉田市職員給与条例など条例の一部改正7件、児童福祉法等の一部を改正する

法律等の施行に伴う関係条例の整理1件、指定管理者の指定について5件、及び教育委員会委員の任命などの人事案件3件、合計26件を、すべて承認、可決、同意しました。

市政に対する一般質問は5人の議員が行いました。

編集委員会

委員長	横山 勇志
副委員長	渡辺 新喜
委員	渡辺 利彦
	戸田 元
	桑原 守雄
	羽田 幸寿

12月定例会 会期日程

日程	内容
12月2日	本会議 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託 (開会)
12日	本会議 市政一般質問
14日	総務経済委員会 付託議案の審査
15日	文教厚生委員会 付託議案の審査
16日	建設水道委員会 付託議案の審査
20日	本会議 各委員長からの報告 各議案の採決 富士吉田市教育委員会委員の任命について 富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について 人権擁護委員の推薦について 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について (閉会)

議会の動き 常任委員会行政視察研修

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者に
よる研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

総務経済委員会

実施日 11月14日～15日

研修先 栃木県足利市

内容 「出逢いのあるまち創出事業」
について



文教厚生委員会

実施日 10月12日～13日

研修先 新潟県十日町市

内容 「スポーツ」ミッションの概要」
について



建設水道委員会

実施日 10月12日～13日

研修先 千葉県市川市/埼玉県飯能市

内容 「空き家対策事業」について
「フィンテックグローバル株」
との地方創生に関する基本協
定」について



委員会の審査から

総務経済委員会

文教厚生委員会

建設水道委員会

総務経済委員会

審査案件

議案第59号

富士吉田市職員給与条例の一部改正について

議案第60号

富士吉田市職員退職手当支給条例の一部改正について

議案第61号

富士吉田市税条例等の一部改正について

議案第62号

富士吉田市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第63号

富士吉田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

議案第67号

富士吉田市観光施設の指定管理者の指定について

議案第72号

平成28年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)

審査結果

本案は、「富士吉田市職員給与条例」の一部改正でありまして、人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告及び公務員給与の改定等に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市国民健康保険税条例」の一部改正でありまして、「所得税法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得を所得割の算定基礎に加える等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部改正でありまして、消防団の定員変更等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市税条例」等の一部改正でありまして、「地方税法等の一部を改正する等の法律」等の施行に伴い、固定資産税等の課税標準の特例措置を講ずる等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市国民健康保険税条例」の一部改正でありまして、「所得税法等の一部を改正する法律」等の施行に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る所得を所得割の算定基礎に加える等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の一部改正でありまして、消防団の定員変更等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、新たに設立される女性消防団員について、女性消防団員の活動が市民から評価されるよう事業を行っていただきたいとの意見がありました。

本案は、富士吉田市観光施設の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市観光施設について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市一般会計補正予算第3号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ5億4624万円を追加し、総額を224億222万9千円とするものであります。

歳入では、指定寄附金2億300万円、民生費国庫補助金1億3264万2千円、前年度繰越金1億64万5千円等を増額するものであります。歳出では、臨時福祉給付金支給事業費1億2986万3千円、ふるさと振興基金積立金1億2180万円、まちづくり事業費1億552万7千円、一般職給、職員手当等の人件費6602万7千円等を増額し、他会計繰出金1150万8千円を減額するものであります。

また、財産管理事業及び臨時福祉給付金支給事業1億6686万3千円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、富士吉田市定住促進奨励金制度について、市内への移住・定住を促進するため、奨励金制度の拡充をお願いしたいとの意見がありました。



文教厚生委員会

審査案件

議案第64号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理について

審査結果

議案第68号

富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定について

議案第69号

富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について

議案第70号

富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定について

議案第71号

富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について

議案第74号

平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第75号

平成28年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第75号

平成28年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

により、富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士五湖文化センター・富士吉田市民会館について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定でありまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士五湖文化センター・富士吉田市民会館について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、富士吉田市民の体育施設の指定でありまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市民の体育施設について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

建設水道委員会

審査案件

議案第65号

富士吉田市道路占用料徴収条例及び富士吉田市法定外公共物管理条例の一部改正について

議案第66号

富士吉田市給水条例の一部改正について

議案第73号

平成28年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

審査結果

本案は、「富士吉田市道路占用料徴収条例及び富士吉田市法定外公共物管理条例」の一部改正でありまして、市道及び法定外公共物内における電柱等の占用料の適正化を図るため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「富士吉田市給水条例」の一部改正でありまして、水道事業の健全かつ円滑な経営を確保することを目的とした

水道料金の改定等のため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ52万2千円を追加し、総額を15億3406万9千円とするものであります。

歳入では、市債410万円を増額し、一般会計繰入金357万8千円を減額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費52万2千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金526万6千円を増額するものであります。

歳出では、一般職給、職員手当等の人件費526万6千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、平成28年度富士吉田市民健康保険特別会計補正予算第2号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ526万6千円を追加し、総額を

69億9318万3千円とするものであります。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



放課後児童クラブ（学童保育）と児童館について

1回目の質問

放課後児童クラブ、いわゆる学童保育は、1990年代の半ばに市民の中から設置を望む声が高まり、それまで市内には一カ所もなかったが、最初の学童保育所が開設されてから約20年となる。

その後、1997年に国が制度として「放課後児童健全育成事業」を法制化したこともあり、学童保育所の数は現在13カ所となった。一方、児童館については、学童保育所の開設を望む声と同時に市民の要望が上

が上っていたにもかかわらず、小学校のそばには、未だに児童館は一つもなくその取り組みは遅れている。国は放課後児童健全育成事業の活動内容について、当初次のように通知していた。放課後児童の健康管理、安全確保、情緒の安定、遊びの活動への意欲と態度の形成、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと、放課後児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援、その他放課後児童の健全育成上必要な活動、このような内容である。学童保育は、毎日の放課後の生活の場であるから、継続した生活が保障され、安心して伸び伸びと過ごせる専用の施設が必要だ。日によって帰る場所が違ったり、気兼ねしたりしながら過ごさなければならぬようでは生活の場として安定したものにはならない。学童期の子どもの生活には、外遊びのできる空間や、静

かに本を読んだりして過ごせる一定の空間が必要だ。着替えの服や置き傘など生活に必要なものを置くことができ、遊び道具や作りかけのものなど自分の持ち物が保管できるなど、生活の継続性が保障できるように施設、トイレや台所施設は生活の場として必要である。

そこで、現在開設されている学童保育の状況だが、市民の要望に応えるために市が大変な苦心をして、13カ所の学童保育所を開設しているというところは理解している。しかし、いくつかについては臨時的に開設しているというように感じる。開設場所については、学校内に開設されているもの以外はいずれも公共の建物の一部を借用している状況である。借用して開設しているという影響が、子どもたちの過ごしやすさ環境に出てきている。子どもたちは、しなやかで豊かで、実に施設に適応して楽しく過ごしているが改善の余地はあると考える。たとえば、夏休みなどの暑さ対策では扇風機を何台か動かしてしのいでいる。冬の寒さ対策では床が畳でないため、下からの寒さが厳しいのでマットなどで対応している。窓にカーテンのあるところもあればないと

きない。教科書が大きくなくなったことにもない大きくなったランドセルを含めた個人の持ち物を収納するスペースが十分取れない。専用空間が2階のため、階段などの事故が心配。トイレなどについては子ども専用ではない。手洗い専用の場所がなく衛生面で不安。借りている施設のため、行事の時や夜間別の団体が使用するときには片づけなければならない、などがあげられる。そして何よりも専用空間が一つの部屋であることが多く手洗いやトイレをのぞいて、子どもたちは、学童保育の時間をこの一室で過ごしている。学童保育の利用者は増えている。いつまでも、臨時的な対応でいいのか。より学童保育のあるべき姿に近づけるために、開設場所についてきちんと政策を作成して改善していくべきではないか。どのような将来的な施策をお持ちであるか答弁を求めます。

次に、学童保育を希望する児童すべてが入所できるようにするために、どのような施策を考えているか、またいわゆる保育料について、母子家庭・父子家庭の保育料についてはどのようなように考えているか答弁を求めます。次に、指導員についてだが、指導員が子どもを理解し、子どもも指導員に信頼を寄せるためにも、指導員が、経験と学習を積み重ねながら働き続けられるようにすることが必要だ。現在の学童保育は、1時間ごとの賃金で雇用されているという形の指導員によって支えられている。このような雇用の形態でも10年、15年とキャリアを積み重ねている指導員がいることは大変ありがたいことで、心強いことだ。しかし、若い指導員にこの仕事についていただき、経験と学習により力量豊かな指導員になってもらうことを考えると、今の状態では、仕事にすることは困難である。仕事にすることをあつたての課題は、賃金と社会保険などの労働条件の問題ではないか。そこで、今後の指導員の労働条件についてどのような検討されているのか。特に、学童保育が今後も10年20年と継続していくことを考えると、長く働き続ける指導員をどのように確保するのかという点で考えがあるなら答弁願う。次に、児童館についてお聞きする。国は学童保育を行うに当たっての法制化の中で、学童保育を行う場所については「児童厚生施設等の施設を利用して、事業を行う」と規定した。児童厚生施設とは児童館のことです。「児童館を例示したのは、学童保育はどこでやってもいい

1回目の市長答弁

まず、放課後児童クラブについてであるが、現在開設している放課後児童クラブは、人員基準、面積基準ともに国の基準に準じて開設しており、臨時的に開設しているものではない。

次に、放課後児童クラブの開設場所についてであるが、放課後児童クラブは、児童にとって安全安心な場所での開設が第一と考えている。そこで、現状、小学校内の6箇所と公共施設内の7箇所を放課後児童クラブの

開設場所としている。さらに、現在、放課後児童クラブが開設されていない2つの小学校についても、平成30年度を目途に開設していきたいと考えている。

次に、すべての児童の入所を可能にする施策についてであるが、来年度は、放課後児童クラブを13箇所から15箇所を増やし、利用を希望するすべての児童が入所できるようにしていきたいと考えている。

次に、放課後児童クラブの保育料についてであるが、月3千円の保育料については、利用しない児童との公平性の観点から、ひとり親家庭についても現状維持で進めていきたいと考えている。

次に、指導員の労働条件についてであるが、全指導員に労働条件の確認をしながら希望に応じた雇用を毎年行っており、今後も指導員の意思を確認しつつ、継続して指導員の確保に努めていく。

次に、児童館の設置についてであるが、来年1月にオープンする子育て支援センターは、児童館機能を有した施設となっている。

この子育て支援センターがオープンすることで、様々な年齢層の子供が遊びを通して、社会性や自主性を育むことができるものと考えており、まずは、この施設を充実させ、次のステッ

プとして、各中学校区内に児童館を整備していきたいと考えている。

2回目の質問

私は公共ではあっても、他の目的で建てられた施設の一部を、借用という形で開設している学童保育所では、借用から出てくるいくつかの影響がみられ学童保育本来の目的と照らしても改善が必要だと考えられると具体的な事例をあげて述べた。

そして、これらの改善については、例えば専用空間が一部屋しかない、などについては、抜本的に改善策を立てていかないと解決しないと考えている。

さらに、保護者の要望に添えて施設を改善していくことについても、施設を借用している状態では進みにくいと考える。和式のトイレを洋式に改修した、という話も伺ったが、ここでは当該の自治会の理解と協力があつたから進んだものと思う。

将来的には専用施設が望ましいのである。そのためには、きちんと計画を立て整備していく必要があると考えるがいかがが。

答弁では、さらに2つの小学校に開設する、そして新たに2か所、学童保育所を開設する予定だということとはわかった。しかし、学校以外の公共の建物を借用

した学童保育所は残ることになる。その学童保育所については今後どうしていくつもりなのか再度答弁願う。

次に、学校内に開設するものであるが、ここも学童保育所として専用にする必要がある。再び学校側が使用する場合を想定して改修・改修ができないのでは、学童保育所としては十分ではない。現在、空き教室を活用して開設されているものは学童保育施設として転用手続きがされているのか。されていないのであれば、その学校が建設された時の補助金はどうなっていたのか調べるなど、転用にあつたの調査、研究、検討が必要であるがいかがが。

また、学校内に開設という場合、学校の敷地内に専用施設を建てるという方法もある。その点についても、学校内での学童保育の開設について、どのように考え、どう取り組まれていくのか答弁願う。

次に、ひとり親世帯の保育料について、公平性の観点と答弁があつたが、保育料をとるということで、利用しない児童との差はできている。

次に、ひとり親世帯とそうでない世帯では、より困難を抱えているところに支援をするという考え方があつた。保育園の保育料についても減額措置がされている。ひとり親世帯の保育料につ

いて、再度、答弁願う。

次に、指導員について、現状の指導員にそれぞれの事情と要望を汲み取り労働の形態を作っていることはよくわかる。しかし、20年の形でやってきたのだから、この先も同じように進めていくだけなのか。別の雇用の在り方はないのか検討が必要ではないか、答弁願う。

また、時間給で雇用している今の指導員について労働保険などへの加入はどうなっているか、この点についても合わせて答弁願う。

2回目の市長答弁

まず、学校以外の公共施設を利用しての放課後児童クラブについてであるが、本市の放課後児童クラブは、とりわけ子どもと安全安心を第一に、学校内を基本として設置し、必要な改修工事等については、本市議会の賛同を得る中で、空き教室を改修し、学童保育用に施設整備を進めてきた。その結果、本市の放課後児童クラブの学校内への設置率は、山梨県内においても高く、県平均14%に対し、本市は39%の設置率となっている。

放課後児童クラブについては、これまで限られた財源の選択と集中により、県平均の3倍近い設置率となつたものであり、秋山議員の、放課後児童クラブに改

善が必要であるとする考え方は、行財政運営全般の視点に立つたものとは言い難いものであると考える。

その上で、学校以外の公共施設を利用しての放課後児童クラブについては、多くの皆様の御理解、御協力を得ながら設置してきたので今後においても、これらの施設を継続して活用していく。

次に、学校施設の転用手続きについてであるが、放課後一時的に活用する場合、転用の手続きは不要であり、毎年、教育委員会から目的外使用許可を受け開設している。

次に、学校敷地内に専用施設を設置することについては、先ほど答弁したとおり、空き教室を改修し、学童保育用に施設整備を進めてきたことから、現状においては当該施設を有効に活用していく。

次に、保育料についてであるが、先ほど答弁したとおり、ひとり親家庭であっても現状維持で進めていきたいと考えている。

次に、指導員に対する雇用形態についてであるが、指導員に対する労働保険については、現在も非常勤職員公務災害補償により対応している。

また、指導員の雇用については、先ほど答弁したとおり、指導員の意思を確認しながら、指導員確保に努

めていきたいと考えている。

3回目の質問

学童保育は約20年前に始まつた。それまでは、子どもが小学校に入學しても、放課後の生活をどう過ごすのか、親は不安を抱えながらも制度もなく公的な支援がなかった状態であつた。それから20年、学童保育が実施されることも、市の予算がそこに使われるのも、当然というように行政も市民のみなさんの認識にもなつたのが今の到達点である。しかし、この到達点で十分だとは考えられない。答弁の中で、学校内にしても、学校外でも専用施設に発展させていく考えがないことが明らかとなつた。それでは、専用施設ではない学童保育所で派生する様々な課題について、例をあげて述べてきたが、改善すべき課題だ」という認識は持っているのか。どのように改善していくのか答弁願う。

「本市における放課後児童クラブは、専用施設ではない」という秋山議員の御発言であるが、本市としては、13箇所の放課後児童クラブを専用施設として整備してきた。

従つて、秋山議員御発言の専用施設でないことから派生する課題はないものと認識している。

「本市における放課後児童クラブは、専用施設ではない」という秋山議員の御発言であるが、本市としては、13箇所の放課後児童クラブを専用施設として整備してきた。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

鈴木 富蔵 議員



スポーツを活用した観光による「まちづくり」について

1回目の質問

まず、昨年12月議会の一般質問において、スポーツの活用による観光施策の推進についての質問で、堀内市長からは「富士登山競走」、「火祭りロードレース」及び「富士山ジュニアアカップサッカー大会」、「マウント富士ヒルクライム」等の本市で開催している集客型のスポーツイベントでは、観光要素を組み込む工夫をしており、今後においても、参加者や関係者を市内観光名所へ誘導するとともに、飲食等を含め、満足いただ

ける消費につなげられるよう、今まで以上に観光施策との融合を積極的に図っていく。」との答弁をいただいたが、この一年、どのような取り組みを行ってきたのかお伺いする。

次に、スポーツを活用して観光施策を推進する方法の一つとして、東京オリンピックやラグビーワールドカップのキャンプ地誘致と観光施策との融合が考えられる。

このキャンプ地誘致と観光施策との融合について、これまでどのような取り組みを行い、現在の進捗状況はどのようになっているのかお伺いする。

次に、スポーツの活用による観光施策を推進することにより、選手をはじめ家族や関係者などがこれまで以上に本市を訪れることになる。

選手はコンディショニングの調整や万が一の怪我に対応できる保健医療体制の充実を求め、充実することにより、その家族や関係者も安心して本市を訪れると考

える。

そこで、国際大会のキャンプ地誘致における保健医療体制の充実についての市長の考え方を伺います。

国際大会のキャンプ地誘致にとどまらず、スポーツの活用による観光施策の推進においても、保健医療体制の充実が重要であり、その結果、市民の健康管理にもつながると考えるが、市長の考え方を伺います。

1回目の市長答弁

まず、集客型「スポーツイベント」と観光施策との融合におけるこの一年間の取り組みについてであるが、通常の各種大会においては、本市の観光パンフレット等の配布や飲食ブースの開設による「おもてなし」を実施している。今年度は新たに、参加者の皆様やその家族及び関係者を市内観光名所へと誘導するために、観光部署の職員を大会本部等に配置した。大会参加者等と直接対面し、市内観光スポット等問合せへの対応や市内飲食店等の紹介を行うことができるなど、よりきめ細かい「おもてなし」の充実が図られた。

また、今年度の富士登山競走においては、ランナーの民泊先を、これまでの広報紙での募集に加え、コミュニティエフエムや市の公式フェイスブックを活用し、広く募集した。

さらに、馬返のお休み処においては、市民ボランティアスタッフにより、大会に向け練習している選手に対し、新たに市内観光スポット等の紹介についても積極的に実施した。

次に、東京オリンピック・ラグビーワールドカップのキャンプ地誘致と観光施策との融合についてであるが、東京オリンピックにおけるフランス7人制ラグビーの事前キャンプ地誘致のため、本年7月にフランスに赴き、誘致活動を行った。その折、世界遺産である富士山等、富士吉田市の魅力を紹介してきた。

また、フジサンセブンス・富士登山競走、姉妹都市であるシヤモニ・モンブラン市との40周年及び45周年記念事業等、多くの観光施策を盛り込んだ「ホストタウン」計画が国により承認されたことは、観光面で大きな一歩を踏み出したものであると実感している。

また、ラグビーワールドカップの公認チームキャンプ地誘致については、公認チームキャンプ地の応募申請をワールドカップ組織委員会へ提出したところである。公認チームキャンプ地に選定された際には、多くの来訪者が見込まれるものと考えている。

次に、国際大会のキャンプ地誘致における保健医療体制の充実についてである

が、誘致に係るガイドラインや応募要項において求められる医療体制は、練習会場における救護スペースの確保や応急治療設備の設置等、チームの滞在期間中に発生した傷病者への優先的な対応を実践することとされている。

本市の医療体制において重要な役割を担っている富士吉田医師会、富士吉田歯科医師会、富士五湖消防本部、山梨赤十字病院、富士吉田市立病院等と事前に調整を図り、傷病者が発生した場合の医療機関への搬送方法等、万全を期した体制の整備を協議していく。

次に、スポーツの活用による観光施策推進に伴う保健医療体制の充実についてであるが、本市を含む富士北麓地域の医療体制については、休日・夜間においても、救急医療体制が確立しており、来訪者の皆様はもとより、市民の皆様においても、安心して受診できる医療環境が整っているものと認識している。

2回目の質問

今年度は、新たに参加者などを市内観光名所に誘導するため、観光部署の職員を大会本部に配置して、よりきめ細かいおもてなしの充実を図った取り組みは、スポーツを活用した観光によるまちづくりのために更なる努力をいただいている

ものとして、改めて感謝する。

市内観光名所に誘導する施策について、検証する機会が少ない中、無料利用券などの程度の方々に利用されたか否かを検証し、今後の本市の観光PR活動のあり方や市内観光名所への誘導方法について、改めて考えることが重要であると考えている。

また、今年度の富士登山競走においては、ランナーの民泊先を、コミュニティエフエムや市の公式フェイスブックを活用して広く募集したとのことだが、これまでに比べ、どの程度の選手の方々が宿泊し、民泊ボランティアの市民の皆様方からのおもてなしを受けたのかを検証することも、本市の観光PR活動のあり方などについて、改めて考えることが重要である。

これらのことを検証することにより、本市の観光PR活動のあり方や市内観光名所への誘導方法について、より効率的・効果的に行うことができるかと考えるが、市長の考え方を伺います。

また、現在行われている本市主催の富士登山競走や民間主催のマウント富士ヒルクライムなど、本市の魅力発信できる様々な集客型「スポーツイベント」があるが、これまで以上に、これらの集客型「スポーツイベント」を本市の観光資

源の一つとして捉え、観光施策との融合を図るべきであると考ええる。

このため、集客型「スポーツイベント」において、参加した本人が富士吉田に魅力を感じていただき、参加したスポーツイベント以外に、家族や友人等を引き連れて、再び本市を訪れていただくようにすることが更に重要であると考ええる。

そこで、様々な集客型「スポーツイベント」を実施するにあたり、行政と市民や民間事業者などとの連携体制の推進について、市長の考え方を伺います。

また、集客型「スポーツイベント」を通じて、リピーターをつくることにより、その後の観光客の誘客に結び付けることが必要であると考え、市長の考え方を伺います。

次に、東京オリンピックのキャンプ地誘致については、フランス7人制ラグビーの事前キャンプ地誘致のためにフランスに赴いて誘致活動を行い、観光施策を盛り込んだ「ホストタウン」計画が国により承認され、堀内市長の手腕を評価するものである。

「ホストタウン」については、観光面で大きな一歩を踏み出したとの認識を示していただいたが、国からの承認は、富士吉田市と山梨県との連名であり、先ほどの「ホストタウン」計画

の答弁においては、本市でこれまで行ってきた大会や事業に何らかの要素を加えていくのか、新規の事業は何をするのか、また「ホストタウン」計画を推進するには、市民参加を含めどのように取り組みを推進していくのか、富士吉田市と山梨県との費用負担はどうなるのかなど、分からない部分がある。この「ホストタウン」計画の具体的な推進内容などについて、市長の考え方を伺います。

本市の集客型「スポーツイベント」と観光施策との融合や「ホストタウン」計画の推進など、インバウンドを含む観光客の誘客については、スポーツと観光事業を融合したスポーツツーリズムであり、観光振興はもとより地域振興などのまちづくりにつながるとともに、多くの経済波及効果も期待されると考える。

このスポーツツーリズムの考え方を、より一層推進していくためには、集客型「スポーツイベント」を開催している部署、東京オリンピックやラグビーワールドカップのキャンプ地誘致を行っている部署、観光施策を担っている部署、地域振興を総括している部署などが横断的に連携して、堀内市政のもと、行政全体において推進することが必要であると考えるが、このよう

なスポーツツーリズム推進体制について、市長の考え方を伺います。

次に、私は、スポーツと観光事業を融合したスポーツツーリズムを推進する上で、保健医療体制の充実が必要不可欠であり、その結果、市民の健康管理にもつながると考えており、市長の考え方を伺った。

スポーツツーリズムを推進することにより、これまで以上に、選手をはじめ家族が本市を訪れることになり、特にアスリートの家族には、小さい子どもがいる場合が多くあるなど、スポーツツーリズムの推進には小児医療体制の充実が必要であると考え。このよう

な中、小児医療体制で、気になることがある。

小児救急医療提供体制の診療時間が甲府市内と富士吉田市内とで異なり、甲府市内では休日夜間ともに翌日の午前7時まで、富士吉田市内では深夜0時までとなっている。

このような状況を踏まえ、スポーツツーリズムを推進するための小児救急医療提供体制について、市長の考え方を伺います。

2回目の市長答弁

まず、「スポーツイベント」等の開催に対する検証についてであるが、「スポーツイベント」に限らず、市内への観光客等の誘導に係る各種イベント及び観光

施策において、その事業の持つ価値、費用対効果や来訪者の満足度等、様々な観点から、その効果、課題を検証し、次の事業につなげていくことが非常に重要であると認識している。

また、今後における各種イベントや観光施策においても、来訪者の意向等を検証し、本年度から来年度にかけて策定する「観光基本計画」において、来訪者等に対する動向、満足度等を調査する取り組みを現在、進めているところである。

次に、集客型「スポーツイベント」における行政と市民や民間事業者などとの連携体制の推進についてであるが、イベントの運営方法や参加者の受け入れ態勢など、市のPRや観光宣伝など共通する事柄については、それぞれのイベントが持つ情報やノウハウなどを共有するとともに、より質の高いイベント内容となるための仕組みづくりを検討していく。

また、現在、約80名登録している「スポーツボランティアスタッフ」の充実や、民泊の推奨など、より多くの人たちがイベントに参加し、協力しやすい体制づくりに努めていく。

次に、観光客の誘客に向けたリピーターづくりについて、各種スポーツイベントにおいて、競技者やご家族、関係者などの満足度を

高めていくことが重要であり、参加者のニーズにマッチした対応を進め、競技者などの満足度をより高めていく。

次に、ホストタウン計画の具体的な推進内容について、本計画は、2020年東京オリンピック開催前から終了後までの継続的な取り組みとして、フランス共和国をホストタウンの相手国としたものである。

ホストタウン計画の具体的な事業として、フジサンセブンスへのフランスチームの参加、シャモニ・モンブラン市との姉妹都市40周年及び45周年記念事業の実施、本市の伝統産業である織物を振興するため、フランスへの地域ブランドの発信等、市民の皆様とフランスの方々との交流を深める（仮称）フランス祭りの開催、東京オリンピックなど、ホストタウンの趣旨に則り、幅広く取り組んでいく。

また、市民参加を含めた取り組みの推進については、「おもてなし」の心を持って本市の魅力を発信するため、市民の皆様を対象に、その心を学ぶ（仮称）「おもてなしセミナー」の開催など、市を挙げての受入体制を整え、未来へ引き継ぐレガシーとなるよう、ホストタウンの交流計画に取り組んでいく。

また、本市と山梨県の費用負担については、本市の

ホストタウンの交流計画に基づく各種事業については本市が、東京オリンピック事前合宿誘致に向けての練習会場となる富士北麓公園陸上競技場等の整備については山梨県が、それぞれその経費を負担することとなっている。

次に、スポーツツーリズムの推進体制についてであるが、4年後の東京オリンピックやラグビーワールドカップの開催も踏まえ、今後、さらに推し進めていく「スポーツイベント」と観光施策の融合や「ホストタウン」計画の事業実施に当たり、関係部署のみならず、本市の全庁体制をもって推進していくとともに、市民の皆様や民間事業者の皆様とも協働して本市の魅力や本市の産業を世界に発信していきたいと考えている。

次に、小児救急医療提供体制についてであるが、スポーツツーリズムに限らず、小児初期救急医療センターは、子どもや夜間や休日の急変に対応でき、安心して子育てをするための重要な施設であることから、深夜0時から午前7時までの診察体制が確保できるように、引き続き、山梨県や関係機関等に対し、強く要望していく。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

太田 利政 議員



富士吉田市立病院
院に關し今後のあり方を検討する端緒に立つべきことについて

1 回目の質問

富士吉田市議会議員として29年余、富士吉田市政とともにあるが、特にその中でも、病院医療について強く意識を傾注し、議員としての様々な取り組みをしてきた。富士北麓地域の中核病院としての市立病院の現状について検証し、今後のあり方について、新たに大胆な方向性を示し行動すべき時期がすでに到来していると考えます。

山梨県では、平成21年に国の承認により地域医療再生計画を樹立し、平成25年には、その第3次計画を策定している。それらの中で、富士・東部医療圏が、県下で2番目の人口を有しながら十分な医療体制が整っていないことを指摘している。郡内地域の中で、高度専門的な医療を完結できる医療体制の確保が必要であるとしているが、いまだ、抜本的な解決に至っていない。

この再生計画の中で、市立病院は、地域医療再生の中核とされているが、現に、利用者中、市民以外の割合が、外来患者が50%弱、入院患者については50%を超える数になっている。また、近年は1年で富士山頂に30万人、富士山5合目に200万人、富士北麓に2千万人の外国人を含む来訪者を受け入れ、責任ある地域の基幹病院ともなっている。

市立病院は、昭和23年に下吉田町立病院として開設、市制施行と同時に市立病院となり市民病院としての役割を果たしてきたが、今や、北麓地域はもとより、郡内地域全域の中核病院として期待される地位にある。既に市民病院としての役割は終わり、富士山を訪れる国内外の人々も対象とした高度医療が提供できる総合病院として期待され、これに市立病院は果敢に取り組んでいる状況である。

このようなことから、市の財政的負担と運営による病院から、広域で負担し合い運営する病院に脱皮していくことが必要であり、これと相まって、医療圏の頼れる中核病院として、医師、看護師の数的、質的充実や救命救急体制の開設などにより、地域住民や来訪者の病院へのより高い信頼感を提供する必要もある。

国立がん研究センターにある先端医療開発センターが、スクラム・ジャパンというプロジェクトを組織し治療を行っている。これに参加するがん患者には、がん遺伝子異常のスクリーニング検査を受ける機会が無償で提供されている。

1 回目の市長答弁

富士吉田市立病院は、昭和23年に下吉田町立病院として開設し、昭和26年3月の市制施行に伴い、「富士吉田市立病院」と改称し、昭和42年に建設された旧市立病院を経て、その後、平成13年5月に現在地に移転した。

次に、「救急告示病院」としては、救急医療の知識や経験を持つ医師が常時診察していること、救急医療に必要な設備を持つことなどを要件として指定された

割を果たしてきたが、今や、北麓地域はもとより、郡内地域全域の中核病院として期待される地位にある。既に市民病院としての役割は終わり、富士山を訪れる国内外の人々も対象とした高度医療が提供できる総合病院として期待され、これに市立病院は果敢に取り組んでいる状況である。

このようなことから、市の財政的負担と運営による病院から、広域で負担し合い運営する病院に脱皮していくことが必要であり、これと相まって、医療圏の頼れる中核病院として、医師、看護師の数的、質的充実や救命救急体制の開設などにより、地域住民や来訪者の病院へのより高い信頼感を提供する必要もある。

国立がん研究センターにある先端医療開発センターが、スクラム・ジャパンというプロジェクトを組織し治療を行っている。これに参加するがん患者には、がん遺伝子異常のスクリーニング検査を受ける機会が無償で提供されている。

富士吉田市立病院は、昭和23年に下吉田町立病院として開設し、昭和26年3月の市制施行に伴い、「富士吉田市立病院」と改称し、昭和42年に建設された旧市立病院を経て、その後、平成13年5月に現在地に移転した。

次に、「救急告示病院」としては、救急医療の知識や経験を持つ医師が常時診察していること、救急医療に必要な設備を持つことなどを要件として指定された

として、医師などの技術、意気込みとしてもできる病院がどうしても欲しいものだと痛感している。市立病院が、このような最先端医療の治験も積極的に担う中核病院になって欲しいものである。

ハード部門としての看護専門学校も含めた市立病院の建物施設を、富士吉田市から市域を超えた広域を担任する公共団体に、また、ソフト部門としての病院運営及び医師、看護師などの医療人員については高度医療を担える専門医療機関に、それぞれ分離・移譲する方式などを検討することにより、市民のための病院から郡内地域に住む人たちが、富士山を訪れる人たちのための病院への刷新に向けた端緒につく時期であると思う。

医療運営については、特に市と忍野村及び山中湖村が一丸となって県に対する政策課題として高く掲げていくことが重要なことであると思う。医療の郡内国中格差をなくすことは、山梨県の大きな政策課題でもある。平成22年に県から独立した行政法人となつて県民全体に均質な医療を提供する使命をもつ山梨県立病院機構も、医療インフラに係る経費は地元が負担し、医療そのものの経営に専念できるとすれば、これを新たな業務として取り組まない理由はない。

私が富士吉田市の役割は、市民のための病院を設置経営する時代から、北麓地域あるいは郡内地域のための高度医療が担える中核病院の設置に向け地域をまとめ、これを代表し県、国を説得する時に移ってきている。

こうした地域の医療体制を継続するため、市立病院は、「地域がん診療連携拠点病院」、「救急告示病院」、「地域周産期母子医療センター」、「地域災害拠点病院」といった様々な指定を受けるとともに、これらの医療を支える医師についても派遣の協力をしている大学に継続的な連携を求め、人材を確保してきたところである。

ものである。

次に、「地域周産期母子医療センター」としては、産科及び小児科等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設であり、富士・東部地域において分娩可能な病院は、市立病院と山梨赤十字病院の2つだけである。

次に、「地域災害拠点病院」としては、災害時ににおける初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関で、災害派遣医療チーム、いわゆる「DMAT」の編成などにより体制を整えてきた。

こうした中、市立病院における市民の皆様の利用割合については、入院・外来ともに50%前後の数値で推移していることから、「市民病院としての役割は終わりに」といった指摘があるが、先ほど答弁したとおり、「市立病院」として地域の医療体制を担っていることや、地域医療の向上と市民の皆様への健康・福祉に寄与するため、地域医療機関と市立病院間の診察や検査の予約連絡調整などを行う地域医療連携室の設置、開放病床の確保、高度医療機器の共同利用等、地域と連携していることから市民からは依然として高い期待を受けていると認識している。

また、現在の市立病院は「地方公営企業法」の「財務」関係のみを適用し、市の一部門となる「地方公営企業法の一部適用」として運営を行っている。

この経営形態については、以前において「地方公営企業法の一部適用」、「指定管理者制度」、「地方独立行政法人」といった経営形態の制度について、メリット・デメリットを検討し、結果としてこれまでどおりの地方公営企業法の一部適用が望ましいとの結論を得た経緯がある。

公立病院は、救急医療をはじめとする高度・不採算部門についても積極的に対応することが求められることから、今後において、地域の基幹病院として、必要な医療を安心して受けられ暮らしやすさの確保を担うために、より一層の努力が必要であると考えられる。このような状況の中、富士北麓地域において、唯一の公立総合病院として、また、富士・東部医療圏の中核病院として、現在に至っている。

富士北麓地域の中心都市としての本市の市立病院は、市民の皆様だけでなく、地域住民、この地域を訪れる観光客の方々の生命を預かる重要な施設である。太田議員発言の新たな中

核病院の設置については、その経営形態やあり方について、富士吉田医師会など関係機関と慎重かつ十分な議論を重ねていく必要があると認識している。

いずれにしても、現在の市立病院は、富士北麓地域や富士・東部医療圏の中核病院として、地域医療を担う役割をしっかりと果たしていく。

2回目の質問

市立病院が、がん、救急、周産期母子医療、災害の各拠点病院として指定されていること、市民の利用が50%前後であることや、地域医療機関との連携していることから、市民の高い期待を受けていると認識していること、現在の経営方式である地方公営企業法の一部適用が望ましいとの結論を既に得ていることを掲げ、

今後も、地域の基幹病院として、より一層の努力が必要であることの答弁を頂いた。ともに市民だけでなく、地域住民や来訪者の生命を預かる病院であり、私が先ほど申し上げた中核病院の設置については、その経営形態やあり方について富士吉田医師会などの関係機関と協議を重ねていく必要があると認識しているとの答弁も頂いた。

私の論拠は2点である。

まず、議員として市民目線に立ち市民感覚で思うとき、医療の郡内国中格差を市立病院の思い切った経営変革によって是正すること、次に、本市から病院経営をリリースし市域を超えた地域中核病院として地域で支える病院とすべきであることである。

これらを踏まえ、市立病院の今後のあり方を検討する端緒に立つ時期は到来しているという提案である。

市立病院が、紹介があったように、「地域がん診療連携拠点病院」など、様々な分野の拠点病院として奮闘していることは、大変ありがたいことである。しかし、地域の住民感覚として、どんな病気、怪我であつても最後までを任せられる総合病院になってほしいということである。国中には、そういった病院として、県立中央病院と山梨大学医学部付属病院の2院がある。郡内にも、こういった病院をひとつ欲しいものである。県内における医療の均質化は県の責任分野であり、これを県とこの地域の関係者に再度意識付け、先導していくことは、本市が主体的に取り組む責任分野だと思つた。

また、その経営を担うのは、本市だけでなく地域で支えるべきものであると思つた。財政面から端的に申し

上げると、我が国の自治体立病院の主流である公営企業法の一部適用による経営となつている。

せっかく交付される恩賜林組合からの市村配分金の多くをも充てての市の一般会計からの繰入を可としたところの市が、財政負担する病院から地域が負担する病院にし、この負担をなくした行政事業に専念することで、市民への行政サービスをより向上させようというものである。

第9次北富士演習場使用協定の期間満了まで、あと1年とわずかとつた。旧北富士県有地の恩賜林組合への再払下げが、富士北麓地域での長い間の共通懸案事項であつた。新たな中核病院設置は、これに替わる新たな地元共通の大きな政策目標となり得るものだと思つた。

富士吉田医師会など関係機関と議論を重ねていく必要は当然あるところである。その前に、庁内において前向きに検討し、それを議会も受け止め、市が執行者・議会とも一丸となり関係機関との協議に臨むということではないか。

本市の先導により、県立中央病院や山梨大学医学部付属病院と肩を並べることが出来る病院をこの地に実現しようではないか。その

ための端緒に就こうではないか。市長の気持ちを今一度お聞かせ願つた。

2回目の市長答弁

「地域の中核病院として地域で支える経営形態として、今後の病院のあり方を検討する端緒が到来している」との発言については、昭和23年の下吉田町立病院の開設以来、市民の皆様だけでなく、周辺地域住民、この地域を訪れる観光客の方々の生命を預かる重要な施設として、その使命を果たしてきている。

現在の市立病院は、平成13年に現在地に移転後、15年が経過している。現段階においては、先ほど答弁したとおり、富士北麓地域や富士・東部医療圏の中核病院として、地域医療を担う役割をしっかりと果たしていくことが重要であると認識している。

したがって、今後の市立病院のあり方については、市立病院の過去からの経緯、富士北麓地域の中心都市としての公立病院のあり方、今後の地域医療の動向などを総合的に勘案していく中で、先ほど答弁したとおり、富士吉田医師会など関係機関と慎重かつ十分な議論を重ねていくべき重要な課題であると認識している。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

宮下 宗昭 議員



大明見地区の道路整備について

1回目の質問

平成4年の市と地元大明見関係者と約束した県道山中湖・忍野・富士吉田線、通称1市2村間道路への連絡道の整備に関する事項を重く受け止め、安全性及び利便性が確保できる代替道路を整備していくとの考えを示され、地元大明見自治会の要望を尊重する中で、山梨県が整備して市に移管した活性化農道を有効活用するべく、農村地域防災減災事業道路として整備する決断をいただいていたところである。

平成28年度も残すところ4ヶ月余りだが、平成28年度の事業採択の実現に向けて、これまでどのように取り組んできたのか、また、事業採択は、なされたのかお伺いする。

また、この防災減災道路とともに、災害時の避難路やこの防災減災道路を有効活用するために、大明見の市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道の実現についても、地元として要望したところである。

市道明見東通り線の渋滞対策として交差点改良が必要な場所は、旧学校給食センターの交差点、及びパチンコラッキーマットの交差点である。現在でも、朝夕の通学、通勤の時間帯には、大渋滞が発生しており、今後、大明見下の水線及び中央自動車道の（仮称）富士吉田北スマートインターチェンジと連結することから、早急な改善策が求められている。

大明見の市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道の道路整備計画への位置付けは、具体的にどのように位置づけされたのか、接続ルートは、どのようなルートを検

討されたのかお伺いする。

また、市道明見東通り線の渋滞対策へのこれまでの取り組み状況についてお伺いする。

1回目の市長答弁

まず、農村地域防災減災事業道路における本年度の事業採択に向けた取り組みについてであるが、農村地域防災減災事業道路として山梨県において事業採択されるよう、地元住民の皆様と連携し、住民の皆様の見を計画に反映するための手続きを進めてきた。

その結果、山梨県において、昨年度、国に対して事業計画書を提出し、本年4月に事業採択を受けた。

次に、大明見市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道路についてであるが、防災減災道路の設計と調整を図り、最適な道路形態及び整備ルートについて調査・検討していく。

次に、市道明見東通り線の渋滞対策へのこれまでの取り組みについてであるが、職業訓練校前交差点及び砂原橋東交差点の右折レーン設置については、昨年度予備設計を行い、整備について検討を行ってきた。砂原橋東交差点については、拡幅計画に諸問題があり、整備に向けて再検討が必要となっている。職業訓練校前交差点については、本年度、山梨県警察本部と交差点協

議を行い、了承を得ているので、交差点の拡幅・改良についての実施設計、用地測量、用地交渉を来年度から進めていく。さらに、右折レーン設置までの暫定措置として信号機を時差式に変更するよう、山梨県警察本部に要望しているところである。

2回目の質問

農村地域防災減災事業道路については、事業採択後の測量設計業務、工事着手と進むものと考えられるが、地元大明見地区においては、この防災減災道路の一日も早い実現を願っているところである。

事業採択後の防災減災道路の具体的な整備スケジュールについてお伺いする。

次に、大明見の市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道路については、高低差、地形などの技術的な課題や財源確保の課題など、様々な課題があるが、防災減災道路が事業採択を受け、具体的に動きはじめたことから、その有効活用を図るために、この連絡道の早期実現を強く望むところであり、防災減災道路と併せて整備することが最大限の効果を生み出すものと考えている。

再度、連絡道路の整備について考えをお伺いする。

市道明見東通り線の渋滞を早急に改善するためには、2力所の交差点の整備が不

可欠である。

職業訓練校前交差点の改良工事の来年度以降の具体的なスケジュールについてお伺いする。

また、砂原橋東交差点については、上下に右折レーンを設置しなければならぬことや川が横断していることなどが課題であると聞き及んでいる。富士山方面に向かって、左側を多少拡幅することで、左折レーンの設置が可能となり、早急な交差点の整備を図ることがひとつの方法であると考えられる。左折レーンを設置する交差点の整備についてお伺いする。

併せて、再検討をすることであるが、既に再検討を始めているのか、今後の考え方、進め方についてお伺いする。

の整備についてであるが、防災減災道路の設計内容との調整を図り、最適な道路形態及び整備ルートについて調査・検討を進めていく。

2回目の市長答弁

まず、事業採択後の農村地域防災減災事業道路の具体的な整備スケジュールについてであるが、今年度から平成32年度までの5力年を事業工期としている。今年度については、現在実施している測量設計業務の成果を基に、既に地元代表者の皆様に対する説明会を開催したところである。来年度については、用地買収及び工事施工に着手する予定である。

次に、大明見市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道路

の整備についてであるが、防災減災道路の設計内容との調整を図り、最適な道路形態及び整備ルートについて調査・検討を進めていく。

次に、職業訓練校前交差点の改良工事の具体的なスケジュールについては、測量、用地測量、用地交渉に着手する予定である。

次に、砂原橋東交差点の左折レーン設置についてであるが、富士山方面に向かって左側の拡幅案も検討したが、交差点内において富士山方面から下る道路との線形上のバランスが取れず、安全性の観点から問題があり、更なる検討が必要となる。

次に、大明見市街地と防災減災道路を結ぶ連絡道路

高齢者の健康増進施設の整備について

1回目の質問

本市においても、高齢化率の上昇や介護保険給付費が年々増加している中、このままでは医療費も含め、高齢者に係る財政的負担は増大の一途をたどり、市民にとっても保険料の増額等経済的な負担増になりかねない。

私は、65歳以上の高齢者の方々が、健康で自分らしくいきいきと充実した生活を送ることができ、また、地域でのボランティア活動

への積極的な参加ができる環境づくりが、今後の高齢社会においては、大変重要な施策であると考えます。

私の平成27年9月の定例会における「大明見地区への高齢者の保健福祉施設の高齢者について」の一般質問に対し、市長より「健康づくり事業やボランティア活動を行う場、高齢者をはじめとする地域の皆様の健康づくり等を支援する環境を整備することが重要と考え、大明見地区を中心に、より地域に密着した健康増進施設の整備を検討する」との答弁をいただいている。

超高齢社会に向け、このような健康増進施設が、本市の高齢者施策にとって、もっとも重要な施策であると考え、施設整備についての基本的な考え方、これまでの進捗状況についてお伺いする。

1 回目の市長答弁

本施設については、地域コミュニティの協力を得る中で、高齢者の自立を目指す健康増進活動や生きがい活動、地域の人達と自由に交流できる場、高齢者の産業活動等を積極的に展開できる新たな拠点として整備していきたいと考えています。

また、進捗状況については、本施設の整備に向け、大明見地区を選定し、基本構想の策定に向け、関係部署と協議を進めている。

2 回目の質問

本市における高齢者福祉サービスも多岐にわたり実施され、高齢者の健康増進等の支援も行っているが、現状のサービスでは、これからの高齢化社会において対応が十分にできないのではないかと危惧している。新たな健康増進施設については、今後、基本構想を策定していくことだが、どのような事業を展開し、高齢者の健康増進や生きがいづくりを図っていくのか。併せて、高齢者の産業活動に係る事業内容について、お伺いする。

また、本市にとって、新たな健康増進施設の早急な整備が、高齢者施策を効果的に推進できるものと考え、基本構想の策定期間や施設整備に関する今後の進め方についてお伺いする。

2 回目の市長答弁

まず、新たな健康増進施設における事業展開についてであるが、少子化及び超高齢社会に向かう中、「健康は自らがつくるもの」という視点に立ち、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で笑顔の絶えない生活ができるよう健康寿命の延伸や未病に対する施策を積極的に推進していく。本施設については、地域住民の皆様をはじめ、各種

団体などと協働し、高齢者ができる限り医療や介護などを必要としない環境の整備を推進するものである。

そのような中で、疾病予防や介護予防等の各種教室や地域住民が自由に交流できる場や生きがいづくり、また、特産品づくりや農産物の生産等産業活動により高齢者が収入を得る場としての支援を行うなど、画期的な施設としての整備を考えている。

次に、基本構想や施設整備に関する今後の進め方についてであるが、来年度中の策定を目指し、施設整備については、平成30年度以降、進めていきたいと考えている。

三世帯同居・近居の推進、支援について

1 回目の質問

国においては、平成27年3月20日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の中で、「教育を含む子育ての経済的負担を緩和させるとともに、世代間の助け合いを図るための三世帯同居・近居の促進など多様な主体による子や孫育てに係る支援を充実させ、子育てしやすい環境を整備する。」としており、全国的にも、三世帯同居・近居の推進、支援に取り組んでいる自治体

も数多くある。本市においても、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少の克服と地方創生に取り組むため、平成27年12月に「富士吉田まち・ひと・しごと創生」地域創生総合戦略を策定した。

その地域創生総合戦略において、祖父母が協力できる環境の支援を謳っている。内容は、働く祖父母が多いことから、祖父母に育児休暇が適用されるよう、制度改革を働きかけるとなっており、残念ながら、三世帯同居・近居の文字は、見当たらない。

私は、今後、さらなる人口減少と高齢化社会の進行が問題視される中、子育て家庭が、安全かつ安心して子どもを育てられる環境を整備する上で、世代間の助け合いが図られる三世帯同居・近居の推進は、家族がお互いに支え合うことにつながり、少子化対策及び高齢社会対策の面からもさまざまな効果が期待され、大変、重要であると考えます。

三世帯同居・近居に対する市長の考えをお伺いする。

三世帯同居・近居の促進、支援については、昨年、閣議決定、国としても重要な施策の一つとして位置付けている。

本市においても、昨年12

月に策定した「富士吉田まち・ひと・しごと創生」地域総合戦略において、働く祖父母に対する育児休暇の環境整備について言及したところである。

核家族化が進み、家族の形態が多様化している現在、結婚や子育てしやすい環境、持続力のある地域づくり、次世代への地域文化等の継承、家庭内での子育てや高齢者介護など、世代間で交流や援助をしながら支え合うことが期待できる三世帯同居・近居については、私も、少子化対策及び高齢社会対策の有効な手段であると考えている。

私は、三世帯同居・近居を推進、支援することは、独居老人問題、介護施設の不足問題、高齢者の生きがい問題そのものを解消することは出来ないにしても、これらの問題を軽減する働きが期待でき、流入人口が増え、人口減少問題、空き家問題の軽減にも役立つと考えます。

さらに、幅広い世代の人とふれあうことで孫にとつての社会性の教育の点でも効果があり、孫消費の拡大というメリットもある。

家族の絆で支え合う三世帯同居・近居に対する推進、支援については、今後、どのように対応していくのか、お伺いする。

2 回目の市長答弁

核家族化等による、少子化対策や人口減少に歯止めをかけるため、本市としても、地域創生総合戦略の重点項目として、「若い世代が希望に応じて、結婚、出産、子育て、働き方が出来る環境づくり」を掲げ、若い夫婦等を中心にこれから移住を考えている人や、移住して生活を始めた人の暮らしに役立つ様々な制度として、市独自の新婚世帯への家賃補助、新築物件・中古物件の購入補助等、6項目に渡る奨励制度を実施している。

三世帯同居・近居については、少子化対策及び高齢社会対策の有効な手段であると考えている。

少子化、高齢者対策は、一市町村ではなく、社会を含め、国全体で取り組んでいく全国的な課題でもあると考えている。

まずは、現在実施している人口減少対策等を積極的に推進していくとともに、三世帯同居・近居については、個人の事情や生活スタイルに踏み込む部分でもあり、考慮することも必要であることから、その支援については、支援実施自治体の状況・成果等を検証して対応していく。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

前田 厚子 議員



「高齢者の生活移動の足の確保を」について

1回目の質問

先日、まだ11月だというのに、10cm以上の雪が降り、多くの方は車で出かける事が出来なくなり、移動の足を奪われ、まるで、高齢者の生活移動の足の無い生活を疑似体験したような一日ではなかったか。

人口減少の中、高齢化社会を支える上で、高齢者が自立した生活を営むための「移動」について真剣に考える時が来たのではないかと、高齢者の孤立化や閉じこもり等を防止し、介護予防や認知症に資することを目的として、コミュニティカ

高齢者のために必要な各所をつなぐように、考えていくべきだと思うが、市としてこれからの「高齢者の生活移動の足の確保を」どの様に考えているのかお聞かせ願う。

2点目、最近、よくニュースで目にするのは、高齢者の運転する車の事故である。全国的には、自主的に高齢者の運転免許を返納する方や、推進する自治体も増えている。

免許証を返納した後、外出する機会が減って生きがいが無くなり、老いが進んだという話は、よく聞かれる。高齢者が運転免許証を返納しても社会全体で高齢者の生活を支える移動手段確保に行政が知恵をしぼる必要があると思うが、市ではどの様に考えているのかお聞かせ願う。

3点目、本市では、国土交通省より平成19年に策定された「地域公共交通網形成計画」の策定をされた経過はあるか。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成26年に施行され、タクシー・デマンド・オンデマンド等を視野に入れ、この様な計画を基に、今、本市に最も必要な公共交通ネットワークの形成を進める必要があると思うが、市ではどのように考えているかお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

まず、1点目のタウンズ二カーと高齢者の生活移動の足の確保についてであるが、現市立病院の開設に合わせ、平成13年度から運行を開始し、平成17年度には、市立病院へ向かう全3路線の料金を1000円に統一した。その後、路線変更や自由乗降区間の設定拡大を行う中で、平成22年度には市内生活バス路線との再編を行うなど、利用者の利便性の向上と併せ、持続性のある交通手段を目指し、現在の運行形態に至っている。

タウンズ二カーのバス停については、自宅から概ね400m以内にバス停が存在するように配置しているとともに、可能な限り自由乗降区間を設定、市民の皆様への利便性の向上に努めている。

また、二車調査については、毎年1回、2週間という期間を設け、タウンズ二カー車内に用紙と回収箱を設置し、バス運転手による聞き取りも交えた利用者アンケートを実施している。運行をしている3路線の沿線住民に対してもアンケートを実施し、必要に応じて路線変更やダイヤ改正などを行っているところである。

超高齢社会が進行する中、「高齢者の生活移動の足の確保」については、今後、

本市だけではなく、多くの市町村において重要な課題となるものと認識している。利用者、近隣住民へのアンケート結果や社会情勢の変化を踏まえ、利便性が高く、地域に密着した、持続性のある交通手段について引き続き検討を続けていく。

次に、2点目の高齢者の免許返納に伴う移動手段の確保についてであるが、本市においても高齢者の方が、医療機関への通院や買い物等における移動手段として自動車の運転は欠かせないものとなっている。

免許証を返納した高齢者の方の中には、元気な高齢者もいる。こうした高齢者の方には、タウンズ二カーを利用していただくとともに、運転免許証返納後の移動が困難な高齢者に対してどのような支援が有効なのかを含め、高齢者の皆様の生活支援が実施できるよう本市の実情に合った対策について関係機関と検討していく。

次に、3点目の公共交通ネットワークの形成についてであるが、現在、地域公共交通網形成計画は策定していない。

人口減少、少子高齢化が進んでいる現在、高齢者の移動手段の確保は、今後、ますます重要な課題となるものと認識している。

そうした意味で、既存のタウンズ二カーなどの路

線バス、タクシーや鉄道など様々な交通手段をさらに有効に活用していく必要があると考えている。

公共交通ネットワークの形成については、本市に適した交通体系や社会情勢に合わせた利用者の利便性の向上、交通事業者など関係機関等と連携しながら、デマンド交通など新しい交通手段も含める中で、様々な角度から調査研究していく。

2回目の質問

1点目、タウンズ二カーを高年齢者が利用するには、もっと利用を希望する方々の声を聞き、行政の都合が優先される路線整備にならないように配慮していただきたいと思う。

先ほどの答弁の中にタウンズ二カーのバス停は、住民の自宅から400m以内にバス停が存在するように配置しているとあったが、これに間違いはないか。

また、利用者のアンケートの実施も、もっと幅広く実施すべきではないか。

一番困っている人の声を聞いてあげてこそ、行政の仕事になるのではないかと、2千万円もの助成金を払い運営されて走っているバスである。より価値的に住民の皆様に使っていただけるよう検討すべきではないか。市の考えをお聞かせ願う。

2点目、運転免許の返納

については、まだまだ環境が整っていない。車の運転は、高齢者にとって生きがいや尊厳にも繋がっている。平成29年3月より「改正道路交通法」が施行され、国の高齢者対策として、75歳以上の運転者に免許更新時に認知症の検査などが義務付けられる。これでは、高齢者の不安はますます募るのではないか。

そこで、市の窓口または、電話による丁寧な相談体制を整える必要があると思うが、その点の対策はどのように考えているか。

3点目、国土交通省の地域公共交通網形成計画もまだ、策定していないと言われたが、現地に足を運び、実態や問題点を感覚的に把握することが重要ではないか。

2回目の市長答弁

まず、タウンスニーカーの路線については、市民の皆様から要望の高い市立病院と交通の起点となる富士山駅、また、多くの人に利用されている富楽時を通るよう設定しており、行政の都合を優先しているもの

ではなく、利用者の利便性を考慮しているものである。1点目の、自宅からバス停までの距離についてであるが、平成22年度に実施した市内生活バス路線とタウンスニーカーの再編において、運行回数や時刻の変更などを含め、自宅から概ね400m以内にバス停の設置を行った。

また、アンケート調査については、タウンスニーカー内での調査に留まらず、市役所、市民会館、市立病院、各コミュニティセンターなど、市内9カ所の公共施設にアンケート用紙と回収箱を設置するとともに、バス運行会社の個別訪問による聞き取り調査を行うなど、意向調査に努めている。その中で、早急に実施できるもの、時間を要するものを判断する中で利便性の向上に努めているところである。

アンケート調査とその結果も踏まえる中で、バス運行会社と連携を図りつつ、利便性の高い、持続性のある、より良いタウンスニーカーとなるよう引き続き検討していく。

次に、2点目の運転免許証返納に対する相談体制についてであるが、運転免許の新規、更新事務は、山梨県警察が行っており、改正道路交通法における認知症の検査についても同様である。市民の皆様から相談等

があつた場合、警察と連携をしていく中で、適切に対応できるよう努めていく。

次に、3点目のデマンド交通の環境整備についてであるが、今後、高齢化が進展する中で、自宅まで迎えてくれるデマンド交通は有効な手段であると考えているが、地域の人口分布や地形などがデマンド交通に適しているか、利便性の追求と運営コストとの問題、タクシール等、既存交通手段との棲み分けなど、検証する課題があるものと認識している。

今後においては、タウンスニーカーをはじめ、介護が必要な方や障害を抱える方に対する福祉タクシール事業等の活用を図るとともに、高齢者の移動手段に対する有効な手法について調査・研究していく。

3回目の質問

高齢者の運転免許証返納に対する不安、あるいは、市民の皆様から相談があつた時に、適切に対応できる相談体制が必要だと認識するが如何か。

本市が導入しているタウンスニーカーは、他市町村と比較すると優れた取り組みをしていると認識した。しかし、今後の課題に対しては、もっとよりきめ細かく準備していく必要がある。より取り組みが進んでいる全国の他市町村の事例等を

研究検討して頂けないか。

本市においても、最も必要な公共交通ネットワークの形成を進める中で、まずタウンスニーカーの路線等の見直しなど具体的に、今一度、通院、買い物等、高齢者の生活移動の足の確保を急いで検討していただけないか。

3回目の市長答弁

まず、高齢者の運転免許証返納に関する相談についてであるが、警察と連携して適切に対応していく。

次に、タウンスニーカーの路線の見直し等についてであるが、平成27年4月に見直しをしたところであり、現在、その路線が利用者に浸透している状況であると認識している。

高齢化の進展に伴い、運転免許証の返納数が増加するものと考えているので、社会情勢の変化の中で、バス運行会社と連携し、路線等の見直しを適宜行っていく。

前田議員からも評価をいただいているタウンスニーカーについては、さらに、より良い運行ができるよう、引き続き、他市町村の事例等も踏まえ、検討を続けていく。

「がん教育の推進」について

1回目の質問

がんは、昭和56年より日本人の死亡原因の第1位となり、がんになられた3人に1人が、亡くなられている。

それが今、日本人の2人に1人が、がんになる時代とまで言われている。それだけに、子ども達が健康の大切さと同時に、がんに関する正しい知識や患者に対する偏見をもたないようにする為の機会を、教育の現場で設ける必要がある。

今、命の大切さについて考える「がん教育」が、重要と各地の小中高校で「がん教育授業」が、広がりを見せている。

平成24年より5年計画の中で計画された「がん対策推進基本計画」の中に目標として、子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に学校での教育の在り方を含め健康教育全体の中で、「がん教育」をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づき教育活動の実施を目標とするとあった。

国や他市町村においては、その取り組みは大きな差が生じていると思う。各小学校・中学校では、がんに関するリーフレット等を活用したり、がん体験者を招いて話をしていた

くなど、学校ごとに内容の違いはあるものの、実情に応じた取り組みを行っている。

本市においては、この計画が出た時点と5年間での学校等への取り組みはどのように行われたか、お聞かせ願う。

1回目の教育長答弁

本市では、現行の学習指導要領に沿った学習として、小・中学校の保健等の教科において、「喫煙・飲酒・薬物乱用と健康」や、「生活行動・生活習慣と健康」などの項目の中で、がんのリスクや予防について学んでいる。

また、担任や養護教諭により山梨県などから配布された、がん教育の推進のためのリーフレットを活用し、がんに対する知識や予防の方法などを学ぶとともに、児童から保護者に対しての「がん検診をすすめる手紙」の作成なども行っている。

本市教育協議会の保健部会において、力を入れている教育の一つに「薬物乱用防止教育」があり、学校薬剤師や保健所から講師を招致しての出前講座などにより、薬物の恐ろしさについて学習するとともに、喫煙習慣、飲酒習慣などによるがんの発生リスクについても学んでいる。

議案審議

報告案件・即決案件の内容

報告第14号

専決処分報告について
(訴えの提起について)

【内容】

市営住宅の滞納家賃等の支払いを求め
る訴えの提起。

【内容】

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の
支払いを求める訴えの提起。

【内容】

委員の市川清氏の後任に、富士吉田
市上暮地五丁目7番10号、滝口峯子氏
を任命するもの。

報告第15号

専決処分報告について
(訴えの提起について)

【内容】

市営住宅の滞納家賃等の支払いを求
める訴えの提起。

【内容】

徴収不能な市営住宅家賃、水道料金、
市立病院診療費及び学校給食費、合計
7262万4042円の債権を放棄し
たもの。

委員の選任について

【内容】

委員の堀内美清氏の後任に、富士吉
田市新屋283番地、小俣秀夫氏を選
任するもの。

報告第16号

専決処分報告について
(訴えの提起について)

【内容】

市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の
支払いを求める訴えの提起。

議案第58号

平成28年12月1日から平成29年1月
31日までの間における富士吉田市長の
給料の減額に関する条例の制定につい
て

議案第78号

人権擁護委員の推薦について

【内容】

富士吉田市旭二丁目8番4号、渡邊
政次氏を引き続き、法務大臣に対し推
薦するもの。

報告第17号

専決処分報告について
(訴えの提起について)

議案第76号

富士吉田市教育委員会委員の任命に
ついて

(賛成 / 反対 / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者)

議案番号	案 件	付託委員会等	太田利政	奥脇和一	渡辺孝夫	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	秋山晃一	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	審議結果
議案第67号	富士吉田市観光施設の指定管理者の指定について	総務経済						-															可決
議案第68号	富士吉田市地域福祉交流センターの指定管理者の指定について	文教厚生						-															可決
議案第69号	富士吉田市特別養護老人ホーム寿荘の指定管理者の指定について	文教厚生						-															可決
議案第70号	富士五湖文化センター・富士吉田市民会館の指定管理者の指定について	文教厚生						-															可決
議案第71号	富士吉田市民の体育施設の指定管理者の指定について	文教厚生						-															可決
議案第72号	平成28年度富士吉田市一般会計補正予算(第3号)	総務経済						-															可決
議案第73号	平成28年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設水道						-															可決
議案第74号	平成28年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	文教厚生						-															可決
議案第75号	平成28年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第1号)	文教厚生						-															可決
議案第76号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	12/20 即決						-															同意
議案第77号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12/20 即決						-															同意
議案第78号	人権擁護委員の推薦について	12/20 即決						-															同意
選挙第8号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	指名推薦	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当選

委員会に付託された議案等の内容については、「委員会の審査から」をご覧ください。
 報告案件・即決案件の内容については、「報告案件・即決案件の内容」をご覧ください。